

平成30年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成30年12月26日(水)午後2時00分～午後3時00分
開催場所	平塚市役所 本館5階 519会議室
出席委員	諸坂 佐利 委員長 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員 梶田 佳孝 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、庁舎管理課、学校給食課、都市整備課
傍聴者	なし

開会 諸坂委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成30年7月17日から平成30年10月1日までに入札公告が行われた案件及び平成29年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員長：ほかに質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた梶田委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）西海地雨水幹線築造工事その6

抽出理由：工事抽出対象案件のうち、最も価格が高額な案件、総合評価方式にした理由、他の事業者との比較検討状況を確認するため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：以前の「西海地雨水幹線築造工事その1」から「その5」までの工事は、今回の「その6」と同じような業者が受注しているのか。

事務局：「その5」、「その6」は同じ業者である。「その1」から「その4」は、今回とは別の業者が受注している。

委員：工事内容としては、連続性があるものか。

事務局：連続した工事なので、年度を区切って施工している。

委員：軟弱地盤とのことだが、先ほどの説明のとおりプレキャスト工法で実施しており、工法としてはそれほど難しくないのか。

事務局：そのとおりである。ただし、物が大きいと言える。

委員：「その1」から「その4」は同じ業者が受注しているのか。

事務局：「その1」と「その3」は今回とは別業者であるが、同じ業者が受注している。「その2」と「その4」はそれぞれ異なる業者である。

委員：「その1」から「その4」を受注した業者は、今回参加している9者の中にいるか。

事務局：1者以外は、参加している。

委員：そうすると、取りに行ったが落札できなかったところと、最初からエントリーしていないところがあるということか。

事務局：そのとおりである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 平塚市役所駐車場整理業務

抽出理由：指名競争入札で、落札率が123%になった理由と経緯を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【庁舎管理課から業務の概要及び契約変更の理由、変更となった内容等を説明】

【契約検査課から入札の経過について説明】

委員：2回の変更を行っているが、当初からは想定できなかった内容ということか。

事務局：入札当時は、駐車場完成前であったことと、年度途中での有料化が控えており、どのような形での運用になるかが定まっていなかったため、仕様を特定できなかった。

委員：落札した1者以外は辞退しているが、こういった理由なのか。

事務局：理由の確認までは行っていない。

委員：1者しか入札に参加しなかった場合、そのまま入札が流れたりしないのか。

事務局：今回の入札は、3者要件（入札者が3者に満たない場合、入札を中止する制度）等を適用した案件ではなく、また辞退札も有効札として捉えている。実際、指名競争入札ではあるが、指名業者は他に誰が何者指名されているのかわからないため、競争性は確保されている。

委員：一般競争入札ではなく、指名競争入札で執行した理由は何か。

事務局：契約検査課で執行する入札は原則、条件付き一般競争入札で行っているが、内部の運用ルールで、一般委託は担当課執行で指名競争入札を行うことになっている。

委員：1者しか金額の入った札を入れていないため、個人的には競争性が確保されていないと感じる。

市のルールがあり、その中で競争性があるとしているのはわかるが、外部から見て競争性があるように見えないので、運用ルールを少し考えた方が良いのかなと感じる。

事務局：競争性が確保されるよう業者を選定し指名するが、結果として辞退が多くなってしまっている。一般競争入札でも同様に、参加者の辞退が最近の案件で多くなっている。一般競争入札の場合は、発注の条件を見直し、指名競争入札の場合は、次年度入札する際に検討事項とするよう話はしている。

委員：法的根拠や拘束力がないので強制はできないが、辞退業者にその理由を確認するのも一案かと思う。端的に言えば、辞退されるということはその案件に魅力がないとも考えられる。行政として、地域振興や業者の活性化のために、魅力的なプログラムを用意する必要がある。調査をすると、ここらへんに魅力がなかったのかと反省することができ、次年度に向けての建設的なアイデアが出てくる可能性がある。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 平成 29 年度平塚市立東部学校給食共同調理場調理等業務委託事業

抽出理由：公募型プロポーザル方式にした理由、応募事業者数、公募型プロポーザル方式での決定過程、競争性を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【学校給食課からプロポーザルの概要、業務の概要などを説明】

【契約検査課から随意契約の経過などを説明】

委員：東部学校給食共同調理場と北部学校給食共同調理場のプロポーザルは一度に実施したのか。

事務局：時期的には同じだが、個別にプロポーザルを実施している。

委員：1次審査の結果で、東部と北部で同一業者に対して同じ点数が出ているが、その原因は何か。

事務局：同一業者が同じような提案だったため、審査員が同じ点数を付けたものと思われる。

委員：今回決定した業者は、ずっと学校給食共同調理場の業務を請け負っているのか。

事務局：平成 26 年度から実施しているが、そのときに行ったプロポーザルでも、今回の決定業者が受注している。

委員：提案内容は、前回のプロポーザル時と同じような内容だったのか。

事務局：前回の提案にプラスして、実際に業務を請負う中で気付いた点や、さらなる提案も含まれていた。

委員：実績が点数に影響してくることはあるのか。

事務局：当市の業務を請け負っていることが、点数に影響することはない。

委員：資料 44 ページで、受託実績を評価する項目があるが。

事務局：全国規模で事業を展開する業者なので、これは当市の業務のみではなく、同規模業務をどのくらい受注しているかを評価するものである。

委員：今回のプロポーザルへの参加業者が 2 者で、前回のときよりも減少しているが、また数年後に

実施した時にどうなるか、気になるところではある。

委員：数年前に他自治体で給食が美味しくないというニュースが話題になったが、今回の業者が受注してから何か意見は出ているのか。

事務局：平成26年度にスタートして、一年後にアンケートを実施したが「美味しい」という声が多かった。

委員：資料5～8ページの「抽出対象案件一覧表」の中で、「39条ただし書き該当なし」という文があるが、この39条はどの法律を指すのか。

事務局：法律ではなく、平塚市契約規則第39条のただし書きを指すもので、複数者から見積もりを取得することなく、一者随契することができる理由を全6号挙げているものである。

委員：「39条ただし書き該当なし」となると、その全6号のどれにも当てはまらないということか。

事務局：お見込みのとおり、どれにも当てはまらないが、何らかの理由をもって一者随契している案件である。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 見附台周辺地区整備事業推進支援業務委託

抽出理由：公募型プロポーザル方式にした理由、応募事業者数、公募型プロポーザル方式での決定過程、競争性を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【都市整備課からプロポーザルの概要、業務の概要などを説明】

【契約検査課から随意契約の経過などを説明】

委員：資料49ページ「審査結果」のうち、「業務内容に対する提案内容」で参加2者の点数に差があるように見えるが、どのようなところで差が出ているのか。

事務局：A社、B社ともに優れた案であったが、B社の方がより具体的な提案内容であった。A社は独創性に富んだ提案であったが、審査する側から見るとやや具体性に欠ける部分があったと記憶している。地区整備事業の最終的な提案を受ける上での道筋を作っていくという業務だったため、より具体的な提案を欲していた。

委員：審査は選定委員が行ったのか。また、その人員構成はどのようであったか。

事務局：選定委員が審査を行っており、その構成は庁内の部長職5人によるものである。

委員：建設部門の部長職はいたのか。

事務局：建設部門の部長も含まれる。その他は、産業振興や、文化振興、企画政策部門等の部長である。

委員：2者しか参加しなかったのか。

事務局：そのとおりである。

委員：2者しか手を挙げないのは、残念な結果と捉えているのか。

事務局：理想では、前段となる書類審査で5～7者ほどの応募があり、書類審査後のプレゼンテーシ

ョン（ヒアリング）に進めるのが3者程度であればと考えていた。

委員：実際に書類審査に参加してきたのは2者か。

事務局：そのとおりである。この事業が単純に、民間活力の導入や文化ホールを建設する、というものであれば、もう少し間口が広がったのではないかと考えている。今回のものは、民間活力を使いつつ、公的不動産の活用や、文化ホールを含めたまちづくりのにぎわい創出ということで事業を組み立てていた。事前の調査で5者は居ることを確認していたが、この業務を1者で満たすことができる事業者が限られていたと言える。

委員：今後同様の業務を発注するときに、餅は餅屋式にもう少し業務を分散することを考えてはどうか。参加者数が増え、競争性が増すのではないかと考えるが。

事務局：実際に地区整備にあたる事業者については、SPC（特別目的会社）やJV（共同企業体）を組むなどで、細分化されているが、その事業を組み立てる上での支援業務であったため、切り分けて複数のコンサルティング業者が参加するとなると、さらにハードルが上がってしまうことになる。

委員：採点表を見ると、担当技術者の点数が高い。

事務局：A社、B社ともに過去の類似事業の実績は申し分なかった。

委員：どちらも全国規模で実績のある業者か。

事務局：そのとおりである。実績の点では、参加者が複数いたといしても、どちらも最終選考まで残りうる業者であった。

委員：今後もこういった業務は増えるのか。

事務局：会議室で構成された単なる会館施設等を作るといったものであれば、間口は広くなると思うが、例えば美術館、博物館、図書館など専門性に特化したような公共建物であれば、同様の手法でやらざるを得ないと思う。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
（午後3時閉会）